○大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例施行規則

平成26年２月28日

規則第９号

改正　令和元年５月31日規則第３号

大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例施行規則を公布する。

大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、別に定めるもののほか、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成25年大阪市条例第133号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（調査等に係る証明書）

第３条　条例第６条第２項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

（命令書の記載事項）

第４条　条例第８条第４項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　行うべき改善措置の内容

(2)　命令の年月日及び履行期限

(3)　命令を行う理由

（経済的支援）

第５条　条例第10条第１項の規定による経済的支援は、堆積者に対し、堆積物の処分、悪臭の除去又は害虫の駆除に係る役務の提供その他市長が必要と認める支援をすることにより行うものとする。

（施行の細目）

第６条　この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附　則

この規則は、平成26年３月１日から施行する。

附　則（令和元年５月31日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式(第3条関係)

第　　号 調査等職員証 写 真 大阪市 氏　名 年　月　日生	この証明書を携帯する者は、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例第6条第1項の規定により調査等を行う者である。 発行　　年　月　日 (有効期間1年) 大阪市長　　印

備考

1　裏面に根拠法令を記載する。

2　用紙の紙質は白洋厚紙とし、寸法は縦8センチメートル、横12センチメートルとする。